

## 沼田市債権管理条例（素案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、債権管理について統一的な処理基準を定めることにより、公平かつ円滑な住民の負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。
- (3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第231条の3第3項に規定する分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (5) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (6) 私債権 市の債権のうち、市税及び公債権以外の債権をいう。
- (7) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。
- (8) 債権管理者 市長（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）をいう。
- (9) 歳入徴収者 市長又は沼田市事務専決規程（昭和59年訓令甲第1号。以下「専決規程」という。）により、歳入の徴収事務を専決する権限を与えられた者をいう。

### （他の法令等との関係）

第3条 市の債権の管理については、他の法令又は条例若しくはこれらに基づく規則（法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「企業管理規程」という。）を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権管理者の責務)

第4条 債権管理者は、他の法令又は条例若しくはこれらに基づく規則の定めるところにより、市の債権の適正な管理及び事務処理を行わなければならない。

(台帳の整備)

第5条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するために、規則（企業管理規程を含む。以下同じ。）で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

(督促)

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金)

第7条 債権管理者は、公債権について、前条の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額に同条の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金額（その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）を加算して徴収するものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 債権管理者は、市税及び公債権について、市税は沼田市税条例（昭和29年条例第30号）第20条の納期限までに、公債権は前条の履行期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、これらの延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(遅延損害金)

第8条 債権管理者は、私債権について、債務者が債務の履行期限後に履行する場合で、遅延損害金について約定のないときは、当該私債権の額に、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合を乗じて計算した額を加えて債務の履行を求めるものとする。

2 債権管理者は、私債権について、約定により遅延損害金の割合を定めるときは、

当該遅延損害金の割合を、民法第404条に規定する割合とする。

3 遅延損害金を請求する場合において、当該遅延損害金に100円未満の端数があるとき又は当該遅延損害金の金額が100円未満であるときは、当該端数又は当該全額を切り捨てるものとする。

4 第2項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 債権管理者は、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、これらの遅延損害金、訴訟費用等を減額し、又は免除することができる。

(滞納処分等)

第9条 債権管理者は、市税及び強制徴収公債権について、第6条の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、職員を指定して滞納処分を行わせなければならない。この場合において、当該職員が出納員又は分任出納員である場合を除くほか、当該職員は、分任出納員を命ぜられたものとみなす。

2 債権管理者は、前項の規定にかかわらず、法令に定める事由に該当するときは、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うものとする。

(強制執行等)

第10条 債権管理者は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものをむ。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続等（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第11条 債権管理者は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 債権管理者は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、債権管理者は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第13条 債権管理者は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

2 債権管理者は、前項の規定による措置をとった場合において、事情の変更等によりその措置を維持することが不適當となったことを知ったときは、これらの措置を取り消さなければならない。

(履行延期の特約等)

第14条 債権管理者は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この

場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に  
有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認めら  
れるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債  
務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがや  
むを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務  
の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有する  
と認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付  
けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号  
までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者  
に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を  
一時に履行することが困難であるとき。

2 債権管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特  
約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に  
係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の債権  
は、徴収すべきものとする。

（債権の放棄）

第15条 債権管理者は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する  
場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄するこ  
とができる。

- (1) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定によ  
る保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、  
相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定によ  
り、債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 第10条の規定により強制執行等又は第12条の規定により債権の申出等の措

置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(4) 第13条の規定により徴収停止を行った場合において、相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められるとき。

(5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先し弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(6) 私債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定及び附則第3項の規定は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、令和3年10月1日以後に発生する市の債権について適用する。

3 令和3年4月1日前に法令等の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

(延滞金の割合等の特例)

4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセン

トの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金 特例基  
準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パ  
ーセン  
トの割合を超える場合には、年7.3パーセント割合）とする。